

平成 26 年第 3 回更別村議会臨時会会議録

平成26年11月28日

- 1 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
- 2 会議事件は別表 2 のとおりである。
- 3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
- 4 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛
 書記 南雲美幸

議 事

議

長

ただいまの出席議員は、7名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回更別村議会臨時会を開会いたします。(10 時 00 分)
村長より招集の挨拶があります。

岡出村長

村

長

本日ここに、平成 26 年第 3 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げますところ、議員各位には、大変ご多忙の中にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年には豊作の年となったところではありますが、一方で円安等の影響も重なり電気料をはじめ諸物価の値上がり等が続き、地方の経済、生活の豊かさを実感することのできない状況にあります。そうした中、11月21日突然というべき衆議院の解散が行われ、その選挙事務に追われているところであります。解散前、駆け込み的に衰退する地方創生に向け、まち、ひと、しごと法案成立を見ましたが、長年にわたり幾度も過疎過密の解消、国土の均衡ある発展、多角分散型の国土形成と重点政策が打ち出されはいたしましたが、これらは機能することなくより格差の拡大という現実にあるわけであります。今回の総選挙にあたっては、地方創生に向けて本気度が見られるものになって欲しいと心から思っているところであります。勿論、私ども地方の新しい発想と不退転の努力が必要だと思っております。今後とも議会をはじめ村民のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本臨時会におきましては、ただいま申し上げました衆議院選挙費用を専決処分した件の承認と今年度の人事院勧告に基づき議員及び特別職等手当に係る条例の改正、一般職の給与、手当に係る条例の改正並びに福祉灯油等の支給など、各会計予算補正についてご審議をいただくことといたしております。よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましての挨拶いたします。

議

長

村長の挨拶が終わりました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議	長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番堂場さん、7番本多さんを指名いたします。
議	長	日程第2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 松橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第3回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ11月28日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げ、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第3、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は1日間と決定しました。
議	長	日程第4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第5、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第6、承認第2号、平成26年度更別村一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求める件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	承認第2号、平成26年度更別村一般会計補正予算第4号の専決処分の承

認を求める件について、平成26年度更別村一般会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。理由であります。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。1枚捲っていただきますと専決処分第2号の写しであります。理由であります。歳入歳出決算について、平成26年11月21日衆議院解散に伴い、平成26年12月14日に第47回衆議院議員総選挙を実施するため緊急に補正予算をする必要が生じましたが、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。お手元に専決処分した予算書が行っていると思いますが、これに基づき説明をさせていただきます。平成26年度更別村一般会計補正予算第4号であります。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,304,675千円とするものであります。歳出6頁からの説明をいたします。6頁をお願い申し上げます。款2の総務費 項4の選挙費 目5の衆議院議員選挙費におきまして、4,310千円追加するものであります。1の報酬であります。663千円の補正、これにつきましては、委員の報酬、開票管理者、職務代理者の報酬、それから投開票の立会人の報酬でございます。3の職員手当248千円ありますが、これは選挙にかかる事務従事者の手当という事でございまして、時間外手当でございます。9の旅費ありますが、これは選管委員並びに投開票立会者等の費用弁償であります。11の需要費495千円ありますが、これは消耗品費、印刷費、食糧費と選挙に必要な経費でございます。12の役務費ありますが、424千円、通信費等でございます。それから、13の委託料ありますが、294千円これは、ポスター掲示板の作成ということにしております。これは7頁にまたがるものであります。

次に5頁をお願い申し上げます。5頁は歳入でございますが、款1の村税、項2の固定資産税、目1の固定資産税におきまして1,710千円の追加でございます。これは、現年度分の追加となっております。

次に款14の支出金、項3の委託金、目1の総務費委託金2,600千円の追加でございます。これは、衆議院議員選挙の道からの委託金でございます。

なお、8ページからの費用明細書等につきましては、お目通しをお願いするものであります。以上、説明といたします。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案に賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

		これから承認第2号平成26年度更別村一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求める件を採決いたします。
		本案は承認することでご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、承認第2号は承認することに決定しました。
議	長	日程第7、議案第51号更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます
		岡出村長
村	長	議案第51号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。
		更別村議会議員の報酬及び費用弁償に関わる条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。1の理由であります。更別村議会議員の期末手当について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定するものであります。2の要旨であります。12月1日に在籍する者に支給する期末手当の支給割合を、100分の285から100分の300に改めるという内容であります。100分の15うわづみをすることとあります。次の頁が改正する条例の本文であります。現行と改正後の対比表を載せてございます。アンダーラインの引いてあるところ、100分の285を100分の300にするということとございます。附則であります。この条例は平成26年12月1日から施行することとさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げ提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第51号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第8、議案第52号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長

村	長	議案第52号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。1の理由であります。更別村特別職で常勤のものの期末手当について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。2の要旨であります。12月に支給する期末手当の支給割合を100分の205から100分の220に改めるという内容でございます。次の頁をお願い申し上げます。改正する条文の本文でございますが、現行と改正後を載せてございまして、アンダーラインの部分が改正する項目となっております。現行の100分の205を100分の220に改めるものであります。この条例は平成26年12月1日から施行することとしてございます。
議	長	ご審議賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第52号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第9、議案第53号、更別村教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第53号、更別村教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。更別村教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1の理由につきましては、51号、52号と同じでございます。2の要旨につきましても議案52号のものと同じでございます。内容も同じでございますので、説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第53号、更別村教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
議	長	本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第10、議案第54号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第54号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定するものであります。1の理由でございますが、更別村職員の給与について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。2の要旨でございますが、(1)といたしまして、自動車の使用距離ごとの通勤手当を改めるいうことでございます。2番目といたしまして、勤勉手当の総額を算出するために、勤勉手当基礎額に乗じる率を、一般職員については、100分の67.5から100分の82.5に、再任用職員につきましては、100分の32.5から100分の39.7に改めるということであります。3番目といたしましては、行政職給料表を人事院勧告のとおり改めるということでございます。なお、内容につきまして吉本総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	吉本総務課長
議 総務課	長	議案1枚目をお捲りいただきまして、現行と改正後の本文を説明させていただきます。第8条の3通勤手当でございますが、5キロきざみで手当額が記載されております。アの5キロ未満、片道5キロ未満につきましては、据え置かれることになっておりまして、イから次の頁のヌまで、アンダーラインのとおり増額改定するものでございます。第14条の4勤勉手当でございます。第2項でアンダーラインの部分でございますけど、現行100分67.5を100分の82.5に改めるものでございます。次の頁をお開きください。第3項につきましては、再任用職員の手当でございますけど、第2項の手当の読み替えでございます。現行では100分の67.5とあるのは、100分の32.5とする。改正後は100分の82.5とあるのは、100分の37.5とすると

		いうものでございます。別表第1(1)の次のように改めるところでございまして、1枚お捲りいただきますと別表1で、行政職給料表を提出しております。1級から6級までありまして、現行と改正を比較しております。この給料表、今回の改正は級が若いほど、それから号俸が若いほど改定額が大きく最大2,000円、下にいく号俸が増えるつれ改定額が低く、改定率が低くなってございます。級が増えれば増えるほど改定額、改定率が低くなっているという今回の改正でございます。国家公務員の給料表では行政職員1の俸給表では1級から10級までございます。平均0.3%の改定率ということでございますけども、更別村職員、全会計86名をあてはめてみますと0.45%の改定率となってございます。国の職員より3歳ほど更別の職員が若いことも原因であるかと思えます。戻っていただきまして、附則の説明させていただきます。第1項は、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3第2項及び別表第1(一)の規定は平成26年4月1日から、第14条の4第2項及び同条第3項の規定は平成26年12月1日から施行するということであります。通勤手当及び給料表の改定は26年4月1日に遡及するということでございます。2項は給与の内払いでございます。改正前の規定に基づいて切り替え日以降分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすということでございます。以上、補足説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 ありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第54号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって本案は、原案のとおり可決されました。
議	長	日程第11、議案第55号、平成26年度更別村一般会計補正予算第5号件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第55号、平成26年度更別村一般会計補正予算第5号の件でござい ます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,320,160 千円とするものであります。第2項及び第2条の項目につきましては、お

目通しをお願い申し上げます。この度の補正に関しましては、ただ今お認めをいただきました、人事院勧告に基づいたところの補正と今般、福祉灯油等の支給に関わる補正をお願いしたいと思います。この福祉灯油等の支給に関しましては、従来灯油を基本としてございましたけど、それぞれ低所得者層におかれましては、灯油のみならず色んな工夫をしながら対策を講じておりまして、今般電気料金的大幅値上等を緩和いたしまして支給対象を広げて、また、商品券をもって対応をしてきたいということから補正をお願いすることといたしました。それからJA施設整備に関しまして、緊急的な道路整備が必要ということで、調査費を計上することなどが主なものといたしております。なお、三好副村長に補足説明をいたさせます。ご審議方よろしくようお願い申し上げます提案説明といたします。

三好副村長

副 村 長

それでは、補足説明の方をさせていただきたいと思います。最初にですね13頁をお開きください。補正予算給与費明細書ということで、特別職の部分が記載されております。表につきましては、補正後、補正前ということと一番下の方に比較というところで載っておりますけども、この比較の部分でございますけども、まず、長等の部分につきまして、先ほどお認めいただいた期末手当の引き上げということで、12月の期末手当部分が100分の205から100分の220になるということでの補正ということで、195千円になってございます。それから、議員につきましては、12月の期末手当を100分の285から100分の300になるということで、188千円の追加ということでございます。併せまして特別職につきましては、期末手当で383千円の追加という内容でございます。

続きまして、14頁でございます。一般職の総括表が(1)で載っております。比較でございますけども、給与で1,200千円、職員手当等で4,629千円給与費を合計が5,829千円、共済費2,351千円合計しますと8,180千円追加の補正をする内容となっております。15頁をご覧いただければと思います。この内訳でございますけども、給与及び職員手当等の増減額の明細ということで表にまとめてございます。まず、給与につきましては増減額1,200千円ということで、人事院勧告に伴う増加分が1,200千円ということで計上しているところでございます。それと、職員手当等でございますけども、期末手当それから一つとびまして管理職手当につきましては、給与改定に伴う波及文ということで、期末手当では430千円追加、管理職手当は19千円の追加でございます。勤勉手当につきましては、12月の勤勉手当が0.15か月分引き上げということで、その部分の波及分3,727千円になってございます。それと通勤手当、先ほどの議案でもお認めいただきましたけども、その部分の追加ということで、38千円ということでございます。その他の増分ということで、扶養手当が78千円、住居手当が337千円ということで移動等に伴う追加という内容になってございます。16頁以降はお目通しをいただければと思ってございます。それでは、続きまして歳出の方につきまして、ご説明をさせていただきます。8頁をお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費において518千円を

追加するものでございます。これにつきましては、先ほど議案を可決していただきました部分に関わる、一つ目は議員報酬等での188千円の追加、それから(2)としまして、職員等の人件費で330千円の追加というような内容になってございます。給与、職員手当等につきましては、先ほどの部分でございすけども、それに伴いまして、共済費84千円で一般職員の共済組合の負担金の追加ということでございます。19の負担金及び補助交付金では、職員の退職手当組合負担金が給与の引き上げに伴う増減というような内容で4千円となつてるところでございす。続きまして款2総務費 項1総務費、目1一般管理費でございすけども、9,166千円の追加でございす。説明欄でございすけども(1)の準職員賃金等ということで、91千円を追加しているところでございす。7の賃金でございすけども、60千円の追加ということで、準職員につきましては、国の行政職の俸給表の2の労務職の部分ですけども、それを適用して進めているところでございす。それに伴いまして、その俸給表の改定に伴いまして引き上げる内容になってございす。それと併せて、勤勉手当職員が0.15か月分引き上げになりましたので、それに準ずるかたちで準職員については、8割部分をみるというようなかたちでございまして、現行0.54か月が0.66か月分になるとの改定、60千円追加するものでございす。4の共済費、それから19の負担金補助及び交付金につきましては、賃金の引き上げに伴う共済費等の追加という内容でございす。次、9頁をお開きいただきまして、説明欄(2)の職員等人件費でございすけども、90,075千円ということで、先ほどの条例改正に伴う引き上げ分でございす。内容は省略させていただきますけども、それに伴う共済費、それから負担金補助及び交付金増の波及分の追加ということでございす。続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございす。2,349千円を追加する内容でございす。説明欄(1)の準職員賃金等につきましては、108千円の追加ということで、内容につきましては、先ほどの引き上げの内容になってございす。次に(2)の福祉灯油等助成事業ということで2,241千円を追加するものでございす。12の役務費で通信運搬費の郵便料36千円それと20の扶助費で2,205千円ということで、先ほども村長からお話がございましたけども、本年度はどんぐり商品券15千円、1件に対して15千円で147件相当分を追加させていただくものでございす。この福祉灯油の対象者ですけども、村民税非課税世帯ということで高齢者世帯、一人暮らし世帯、障害者のいる世帯ということになってございすけども、ただし、社会福祉施設、生活支援ハウスに入所及び入居者については、除くということで対象者を定めているところでございす。続きまして、10頁まで款4の衛生費でございす。款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費ということで、衛生費で1,880千円、診療所費で1,625千円を追加するものでございす。説明欄(1)でございすけども、特別会計診療施設勘定繰出金ということで1,625千円を追加するものでございす。財源補てん分でございすけども、これにつきましては、給与改定に伴う部分の財源補てんという内容となっております。項

3 上水道費、目 1 簡易水道費では 162 千円の追加でございます。説明欄(1)の簡易水道事業特別会計繰出金ということで、162 千円を追加するものでございます。これも給与費の改定に伴う財源補てん分という内容でございます。次に項 4 下水道費、目 1 下水道費におきまして 97 千円の追加でございます。説明欄(1)の公共下水道事業特別会計繰出金で 97 千円を追加するものでございます。これも給与改定に伴う財源補てんの内容になってございます。続きまして款 6 農林水産業費、次の頁 11 頁にいきますけれども、項 1 農業費、目 1 農業委員会費でございます。222 千円の追加ということでございます。説明欄(1)にございますように、職員等の人件費ということで 222 千円それぞれ追加するものでございます。内容につきましては、給与改定に伴う追加ということでございます。次に款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費、目 3 道路新設改良費で 1,826 千円を追加するものでございます。説明欄にございますけれども、(1)の道路改良舗装事業ということで 1,826 千円、委託料において追加するものでございます。内容につきましては、J A の種馬鈴しょの選別貯蔵施設用の産業用道路ということで、本町 5 丁目線の延伸 108m 程度でございますけれども、延伸を予定してございますが、一車線道路ということで、今設定しておりましてその事業に伴う調査・測量・設計委託料という内容でございます。続きまして款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費でございます。補正額が教育費全体では、款の教育費では 480 千円の減、目 2 の事務局費では 616 千円の減ということでございます。説明欄(1)にございますけれども職員等人件費ということで 616 千円の減でございますけれども、これにつきましては、給与改定もございますけれども、人事異動の関係で職員 1 名減になった部分で減額が発生しているということでございます。項 4 の幼稚園、目 1 幼稚園管理費で 136 千円の追加でございます。説明欄(1)準職員賃金等ということで追加するものでございます。これは幼稚園教諭関係の賃金の追加という内容でございます。続きまして歳入の説明をさせていただきます。6 頁をお開きください。款 1 の村税で 13,185 千円追加するものでございまして、そのうち項 1 村民税、目 2 法人で 5,558 千円追加するものであります。これは現年課税分の追加という内容でございます。項 2 固定資産税、目 1 固定資産税では 7,341 千円の追加でございます。これも現年課税分追加という内容でございます。項 3 軽自動車税、目 1 軽自動車税につきましては、286 千円の追加ということで、現年度課税分でございます。次に款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金で 500 千円を追加するものでございます。これにつきましては、説明欄にありますけれども、地域づくり総合交付金ということで福祉灯油の財源の一部で追加するものでございます。続きまして款 20 村債、項 1 村債、7 頁に渡りますけれども、目 2 の過疎対策事業債ということで 1,800 千円追加するものでございます。7 頁にありますけれども説明欄に村道整備事業というような形で計上していますけれども、これは本町 5 丁目線の調査測量設計に伴う過疎債の借入分でございます。続きまして 3 頁をお開きください。第 2 表地方債補正ということで、左側に起債目的そして補正前、補正後という形で表が作成さ

		れていますけども、そのうち過疎対策事業債補正前 396,800 千円、補正後が 398,600 千円ということで、先ほどの村道整備にかかる部分の過疎借り上げということで 180 千円を追加している内容でございます。合計しまして、詳細につきましては補正前が 550,910 千円、補正後が 552,710 千円という内容でございます。以上で補足説明を終わらせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
	6 番 堂場議員	6 番 堂場さん 福祉灯油の件で、説明によると 147 戸が対象戸数と商品券で 15 千円ということですが、対象戸数 147 戸全戸に商品券 15 千円で支払うということなのか、それとも 1 点、その支払方法はどのような方法で行うのかちょっと聞きたい。
議	長	金曽保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		福祉灯油の支給方法等でございますけれども、福祉灯油の支給方法につきましては、これまでどおり申請方式で実施したいというふうに考えております。また、支給の方法ですけれども、どんぐり商品券をそれぞれ申請があって、対象となった方に郵送で送付するというふうに考えております。
議	長	6 番 堂場さん
6 番 堂 場 議 員		福祉灯油と名目があるぐらいですから、今の灯油の単価からいって、15 千円なら何リッターぐらいになるのか。
議	長	金曽保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		15 千円を灯油に換算いたしますと、現在、灯油の村内の価格が 100 円となっておりますので、150 リッター相当ということになると思います。 その他ありませんか。
議	長	2 番 高橋さん
2 番 高 橋 議 員		今の質問と関連があるんですけども、2つお聞きしたいですけど、オール電化新設されたということで、福祉灯油分とオール電化で新設された部分でどのぐらい前年度とたぶん増加したと思うけど、その対比についてご説明お願したいのと、オールで電化のその該当になった高齢者、障害者、ひとり親ということなんですけども、その対象者はどういう対象者にあたるかちょっとお聞きしたい。
議	長	金曽保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		昨年度は対象としてカウントしていた世帯は 116 世帯ございました。今年は、147 世帯ということで、詳しく言いますとオール電化なのか、灯油方式なのかそういった部分では調査はしていないんですけども、世帯数では約 30 世帯ぐらい増えたというふうに見ております。
議	長	2 番 高橋さん
2 番 高 橋 議 員		該当については、オール電化で該当するか福祉灯油で該当するのかは、その対象者は未定というか、わからないということ。
議	長	金曽保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		灯油を使っている世帯につきましも、15 千円相当のどんぐり商品券、

		またオール電化の住宅につきましてもその対象となった世帯については、同額の商品券を給付すると考えております。
議 長	2 番 高橋議員	2 番 高橋さん それはわかりですけど、オール電化で対象になった人は、高齢者、障害者かひとり親かどういう人は対象になっているかということをお聞きしたいんです。
議 長	保 健 福 祉 課 長	金曾保健福祉課長 対象の基準につきましては、灯油の使っている世帯もオール電化の世帯につきましても、同様に考えております。従いまして村民税が非課税で高齢者等の世帯、ひとり親の世帯、あるいは障害者いる世帯で、村民税が非課税の世帯と同じ基準で考えております。
議 長	6 番 堂場議員	6 番 堂場さん 土木費の道路改良補助これ 1,826 千円これ見ているんですけど、先ほどの説明で農協の馬鈴しょの道路と。これはいいんです。ただ、ここでお聞きしたいのは、耳にするとところによると、農協でこの馬鈴しょ施設、倉庫を施設を作るかまだ決定もしていないと。わかってもいないにもかかわらず、臨時議会でこの補正をくまなきやならなかったその理由をひとつ教えて欲しい。
議 長		まず、一点ずつやります。
副 村 長	三好副村長	この件につきましては、建設地が農地ということで、農協の方も理事会をもって建設計画を認めて、農地法の転用申請をあげて農地の方の許可も降りております。それで農協の方からの要請ということで、新年度早々に施設を整備するので、それに間に合うように道路整備をお願いしたいという要請のもとに、この事業を進めて行くところでございます。
議 長	4 番 松橋議員	4 番 松橋さん 今の堂場議員さんに関連するんですけども、もう少し内容的に説明が欲しいですけども、それと一つには、説明にもありましたように金額はちょっと承知していませんし、私もにですよ。どのくらいの総事業費で、なぜ、普通農協が事業をする、大きな事業をするときは、ほとんど今までは過去には、国の補助事業で進んでいるんですねご承知のように。なんか今回は聞くところによると、詳しくは知りいませんけど、補助金なしで単独事業ですよ。土地の取得もかなり大きな面積ですよ。耳伝えに聞いているもんですから、理事会が決定しましたから役場もそれに付随してと言いはちょっと理解できないで、もう少し内容的に例えばどれだけの総事業費でジャガイモ選別所を作るのか、土地の取得は何ヘクタールなのか、きちっともう少し明細をいうべきだと思うんですけど。どうですか。
議 長		それではですね暫時休憩をいたします。
		11 時 10 分まで休憩いたします。 (10 時 54 分)
議 長		それでは休憩前に引き続き会議をひたします。 (11 時 10 分)
		先ほど松橋議員の質問に対しての答弁から始めたいと思います。
		三好副村長

副	村	長	説明不足で申し訳ありません。種馬鈴しょの選別施設等の概要について説明をさせていただきたいと思います。先ほど本町5丁目線というお話でしておりましたが、実は役場前の通りから日高山脈方面に行く部分でございますけど、駅裏通りから日高山脈側の方の部分を本町5丁目線という形になります。その部分を延長するというような状況、内容になってございます。種馬鈴しょの選別施設等の施設規模でございますけども、全体面積が19,389㎡そこに施設として一つ目は種馬鈴しょの選別場ということで783㎡の建物が建つという形でございます。二つ目が種馬鈴しょの貯蔵庫ということで建物の面積が2,946㎡ということで、貯蔵量にしまして3,555tというような内容になっております。三つ目が作業スペースというような形でコンテナ置き場とかそういった部分もございますけども、15,660㎡というような使用目的になっているということでございます。施設の完成は来年春から着工して9月を完成予定としているというような状況でございます。それとこの貯蔵施設の費用でございますけど、あくまでも概算しか今ないということでございますけど、農地転用の申請書に上っている部分では970,204千円でこれには建設工事費、設計等も含めた総体の事業費の970,204千円になっているところでございます。以上でございます。
議		長	ほかに質疑ありませんか。
	4 番	松橋議員	4 番 松橋さん 今の農地を村が道路として作ると、村道を新設しますよとそういう説明なんでしょうけども、それに対してあの道路は確か向こう高規格にぶつかるんですね。その先はないと、将来的な道路ではない。ただ、工場に対してだけの道路とそういう考えでいいんですか。道路の新設にあたって村は農地の取得に関係してないということですか。
議		長	三好副村長
副	村	長	今回ですね、調査・設計ということで予算計上させていただいている中には、用地の確定もあるものですから、その用地の面積がわかった中で民間の土地でございますので、農地を道路用地するべく買収を進めていきたいということで考えております。
議		長	4 番 松橋さん
4 番	松橋議員		村が農地を取得した場合と、民間であるJAさらべつが取得した場合の何か別な理由が言いづらいでしょうけどあるんですか。農協が一括取得をして、行政にという考えにはならないということですか。村道ですから完全に村が取得をしなくてはならないとそういう意味ですか。
議		長	三好副村長
副	村	長	種馬鈴しょの選別施設につきましては、多くの方が利用されますし多くの業者も利用されるということで、産業用道路が主体かと思うんですけど、この施設に対する支援ということで、村が道路を整備するという考えで、今回の予算も計上させていただいているところでございます。
議		長	4 番 松橋さん
4 番	松橋議員		こう聞いているとなんかちょっとあれなんですけども、支援は支援で、

		助成というんですか行政として大事なことはすることは、納得がいけば当然でしょうけど、今、聞き取ると間の超過、申請の関係か知らんけど、例えばの話だよ 2ha 以上の審査は無効ですよと、申告は道ですよと、2ha 以下は地元の農業委員会ですよと、その関係だけなんですか。
議 副	村 長	三好副村長 農地転用は面積用件というのは確かにございますけども、あくまでも今回は、農協から道路の部分については、支援をお願いしたいということに続いて、村の方も産業振興に資するものということで、今回の事業計画を設定しているところでございます。
議 4 番	長 松橋議員	4 番 松橋さん その通りだとおしゃるとおりだと思いますけども、そのほかに例えばですよ、農地の単価とかは僕は承知しませんが、すぐそばが高規格道路に買収されていますね。場所的にも近いですよ。それと恐らく農地の売り買いでないですから、転用して別目的で使う農地ですから、そういうもろもろの色んな税法上の問題ですか。それで分けているという理解をするわけじゃないですけど、そういうふうに見えるところもあるんですけど。そういうことも関連しているんですか。
議 副	村 長	三好副村長 村の方としては、色々そういうのがあるのかもしれませんが、村の方としてはあくまでも、産業振興に伴う支援策の一環ということで、この道路整備を考えているところでございます。
議 6 番	長 堂場議員	6 番 堂場さん 先ほど質問したことで、同僚議員の質問の方が迫力が大きいもので、そっちの方に説明がいて、私の説明がどうもはっきり理解できないので、再度、質問したいと思います。私が言っているのは、農協が 9 億もかけて作るそれは農協が作るのだから何十億かけようと、私は関係ないと思う。ただ、村がその道路を作るのに要請があったから、これも先ほどの説明でいいと思うです。みんなが使う道路だし、そしてその今日のこの補正はですね、調査・設計・委託料だけなんでしょう。それで先ほど質問してなかったんだけど、これに加えて実際に道路にかかる費用はどれぐらいかかるのか。まず、これ一点。それから、先ほど私の質問は理解できない答弁だったから、もう一回言います。農協が 9 億かけようが 10 億かけようがそれは農協のことだからいい。ただ、農協がそれだけの施設を作るのに対して、農協がきちっとまだ理事会以外、総会も何も通ってない組合員の理解もない中で、農協から支援要請があった道路だけに、この臨時議会まで開いて予算をしなければならぬのかということを確認したんです。一般的に考えれば、順序は農協がきちっと何億の、同僚議員が言っているようにこういうものを何億かけてつくるよ、だから村の方に道路の支援を頼みます。というならわかるけど、農協の方がはっきりしてないのにも関わらず、議会が臨時議会まで開いて、そしてそれに予算するというのは順序がおかしいかという質問をしたんです。
議	長	三好副村長

副 村 長	今年の9月24日付で農協の組合長名で農業委員会の方へですけども、農地転用の許可申請書が出されております。それにあたって、理事会を開いて決定したということで、村の方としましては、それが確定と認識しているところでございます。事業のですね。
6 番 堂 場 議 員 副 村 長	もう1点質問したのは、 すいません。建設費の部分ですね。あくまでも今まだ、用地の測量から始まるものですから、概算になるということでご了承いただければと思います。改良舗装工事 180mで 25,000 千円を概算で見ているところでございます。それと、用地買収。これがですね今のところ 1,700 m ² ほど見ているということで、事業費につきましては、600 千円ということで、見込みを立てているところでございます。
議 長 6 番 堂 場 議 員	6 番 堂 場さん 最終的には、30,000 千円ちょっとかかるということですね。それは道路を支援するということになれば、30,000 千円かかろうと 40,000 千円かかろうとまたその時期に補正を組めばいいんだけど、ただ、その説明を同僚議員と同じような質問になるけど、農業委員会に農地の取得を農協がした。それは農業委員会で通った。買うことになった。それだけで、農協が9億もかける倉庫を建てるから道路を作ってくれっていう要請に急いで答えるのはどうかということなので、何回も何回も同じことを聞いてあれだから、ちょっと村長の判断でお願いします。
議 村 長 長	岡出村長 この倉庫のことにつきましては、もう2年も前から農協の方で、これを作らなければ種馬鈴しょの貯蔵に影響が出てくるというお話があつてですね、今まで農協も検討して来たわけですね。そん中で強い農業づくり交付金という国の予算が、6次産業化の方にグッとシフトしました関係上、そういう走行についての強い農業づくりの交付金というのは、きわめて枠が取りづらくなつたと、その中でどうしてもこういう施設は作らなければならないということから、短期にて整備するということを理事会で決定したということなんですね。ただ、農業委員会の申請に基づいてということだけでなく、この事業については、常にですね農協の理事者と私どもと筋合わせをして来ているわけでありまして、その中で、今回の急きょ予算化の調査費をさせていただくのはですね、どうしても来年9月までには完成させたい事業なんだということなんですね。ですから、私どもも急きょ補正で予算をして、これから冬場になりますので、調査を早めに行なわなければならないということで、今回臨時議会にてお願いをしたところであります。これはやっぱりですね、現在の貯蔵施設というのは、もう手狭になって使い勝手が悪い、老朽化をしているから、この事業は特に必要なことでありますし、今度、大規模なものになってきますけども、そのところの道路につきましては、農業の方多数利用されてくるわけですので、やはり道路については、村の責任にありますので、そういうすみ分けをしながら今日に至っているわけでありまして、その辺はですね、ご理解をいただきたいと思いますし、また、農協は農協でですねこの様にきちっと事業計画

		を立てて、懇談会を経てですね、正式に決めていくと思います。農協の責任は農協の責任として、やはり多くの皆さん方に理解を得るような説明をして完成にこぎつけていただきたいものだと思っていますところであります。村としては、その来年の9月までということで、支障のない様に道路の整備等を行っていきたいと思っていますところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。
議	長	6 番 堂場さん
6 番 堂 場 議 員		だんだん理解の方向が変わってきたんで、私の理解では、要するに農協が後から倉庫を建てようがどうしようが、あの道路をきちっと作っておけば倉庫を作るのにも、また、組合員が使うのにも必要性の方が高いとそういう農協の将来像からいって、村に道路の支援があったから先につくってやるというような理解で良いんですね。その辺の理解だとよく理解します。道路を作った以上、皆が使えるしそして農協としても利用度が倉庫を建てるには、いいだろうからね良いと思う。ただ、倉庫のために作るとただいうもので、それならきちっと決まってからで良いのではないかなと思っただけでわかりました。
議	長	4 番 松橋さん
4 番 松 橋 議 員		今の説明で納得するとは、中々言いづらいですけども、これから将来ですよ今いう農業法人とか、それから個人で大きなことをすると、大きい小さいはちょっと別にしますけど。そうしますとそこに村道がないと不便だと言ったら、これが前例になって要望した場合は、そこで皆さんが納得すれば、道路が民有地に村道としてつくという理解で、将来的なことは難しいかもしれませんが、これから農業も大規模化になって、例えば酪農家のメガファームのところへ大きなタンクローリーが入れんとか、緊急的に行政で土地を買い上げて、道路は村道に格上げしてという考えはあるということですか。
議	長	岡出村長
村	長	それは今後ですね、そういう大規模なもの、村の振興に役立つもの多くのものは、その道路を利用していくということになれば、それは計画に基づいてやっけて行かなければならないと思っていますね。そうしませんとこれからの6次産業化等進んでまいりませんので、その計画の内容に私はよと思っています。
議	長	ほかにありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第55号、平成26年度更別村一般会計補正予算第5号の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって本案は原案のとおり可決されました。
村	長	日程第 12、議案第 56 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
	長	議案第 56 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の件であります。第 1 条でございますが、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,625 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 353,208 千円とするものであります。まず、歳出の方から説明申し上げます。6 頁をお願い申し上げます。6 頁は診療施設勘定の歳出でございます。款 1 の総務費、項 1 の総務管理費、目 1 の一般管理費におきまして 1,625 千円を追加するものであります。これは、人事院勧告に伴いまして職員 11 名分と事務職員 1 名分の今回の改正によりますところの補正をさせていただくものでございます。給与では 236 千円、職員手当では 754 千円共済費につきましては 462 千円、7 の賃金につきましては事務職員の 1 名分でございます。19 の負担金補助交付金は 58 千円となっております。次に歳入をご説明申し上げます。5 頁をお願い申し上げます。歳入款 4 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金におきまして 1,625 千円を追加するものであります。これによりましてですね繰出金をもって歳入歳出のバランスをとるものであります。なお、7 頁から給与費明細書につきましては、お目通しをお願いするものであります。ご審議方お願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑をおわります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案に賛成の声あり) これで討論を終わります。
議	長	これから議案第 56 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 13、議案第 57 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 岡出村長

村	長	議案第 57 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号の件であります。第 1 条であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,644 千円とするものであります。これも歳出 6 頁お願い申し上げます。款 1 の水道経費、項 1 の水道経費、目 1 の水道管理費におきまして、162 千円を追加させていただくものであります。これにつきましても、人事院勧告に伴う 2 名分の給与等の補正でございます。内容につきましては、お目通しをお願い申し上げます。次に 5 頁をお願い申し上げます。5 頁は歳入であります、款 3 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目の一般会計繰入金におきまして 162 千円を追加してですね、歳入歳出のバランスをとったものであります。なお、7 頁からの給与費明細書につきましては、お目通しをお願い申し上げます。ご審議方よろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。 説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。
議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑をおわります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案に賛成の声あり) これで討論を終わります。
議	長	これから議案第 57 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 14、議案第 58 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 58 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の件であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179,130 千円とするものであります。これもつきましても歳出 6 頁をお開きお願いしたいと存じます。款 1 の総務費、項 1 の総務管理費、目 1 の一般管理で、97 千円を追加させていただくものであります。これにつきましても、人事院勧告に基づきましての 1 名分に掛かる給与、手当、共済費、19 等負担金補助ということでございます。それぞれお目通しをお願い申し上げます。次に 5 頁をお願い申し上げます。歳入であります、款 3 の繰入金 項 1 の他会計繰入金 目の一般会計繰入金で 97 千円を追加であります。繰入金をもちまして収支のバランスをとったものであります。なお、7 頁からの給与費明細書につきましては、お目通しを申し上げます。ご審

議	長	議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。
		説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。
議	長	質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案に賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 58 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正
		予算第 2 号の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって本案は原案のとおり可決されました。
		以上を持って、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。
		これにて平成 26 年第 3 回更別村議会臨時会を閉会いたします。
		(11 時 40 分)